

## 資料 11 睦沢町道の駅の設置及び管理に関する条例施行規則（案）

### 睦沢町道の駅の設置及び管理に関する条例施行規則（案）

平成●年●月●日

規則第●号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、睦沢町道の駅の設置及び管理に関する条例（平成 27 年条例第●号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用許可）

第 2 条 条例第 7 条第 1 項の規定により別表第 1 に掲げる施設を利用する許可を受けようとする者は、道の駅施設利用許可申請書（様式第 1 号）により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を許可したときは、道の駅施設利用許可書（様式第 2 号）を申請者に交付するものとする。

3 条例第 7 条第 1 項の規定により別表第 2 に掲げる施設の利用許可を受けようとする者は、当該施設において施設利用券を購入しなければならない。

（利用料）

第 3 条 条例第 10 条第 1 項に規定する利用料の範囲は、別表第 1 及び別表第 2 のとおりとする。

（利用料の納付）

第 4 条 第 2 条 2 項の規定により許可を受けた者は、利用料を町長に納入しなければならない。

（利用料の免除）

第 5 条 条例第 10 条第 3 項の規定により利用料を免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 町が利用するとき。

(2) 町が経費の一部を負担する事業に利用するとき。

(3) 町内に住所を有する者が子育て支援、高齢者支援、障害者支援等の福祉活動に利用するとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が認めたとき。

（利用料の還付）

第 6 条 条例第 10 条第 4 項ただし書の規定により利用料の還付を受けようとする者は、道の駅施設利用料還付請求書（様式第 3 号）を町長に提出しなければならない。

2 条例第 10 条第 4 項ただし書の特別な事情は、次に掲げるとおりとする。

(1) 災害その他利用者の責めに帰することができない理由で利用不能となった場合 既納利用料の全額を還付

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が特別な事情があると認めた場合 町長が  
認めた額を還付

(利用許可の取消し)

第7条 条例第9条の規定により利用の許可を取り消した場合は、道の駅施設利用許可取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(行為の承認)

第8条 道の駅において、次に掲げる行為をしようとする者(以下「行為者」という。)は、その旨を申し出て、町長の承認を受けなければならない。

- (1) テント、天幕等の設置
- (2) 看板、懸垂幕その他の物の掲示
- (3) 文書又は図画の掲示又は配布
- (4) 宣伝、物品の販売その他これらに類する行為
- (5) 集団で施設に立ち入ろうとする行為

2 行為者は、前項第1号及び第2号において1日を超えて設置又は掲示をする場合は、仮設工作物等設置等承認申出書(様式第5号)を提出し、町長の承認を受けなければならない。

3 町長は、第1項各号に掲げる行為が条例第3条第1項に規定する設置の目的に合致し、道の駅の利用に著しい支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の承認をすることができる。

4 第1項又は第2項の承認に当たっては、道の駅の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(読替え)

第9条 条例第12条第1項の規定により、指定管理者が管理を行う場合は、第2条から第7条までの規定中「町長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成●年●月●日から施行する。

別表第1(第2条及び第3条関係)

施設名	単位	利用料

摘要

- 1 町外に住所を有する者に係る利用料の額は、当該利用料の額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 利用時間が1時間に満たない端数は、これを1時間とする。
- 3 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間も含む。

別表第2（第2条及び第3条関係）

施設名	単位	利用料

摘要

利用時間が1時間に満たない端数は、これを1時間とする。